

○山梨県警察職員の旅費支給に関する訓令

昭和41年12月13日
本部訓令第15号

〔沿革〕 平成10年3月本部訓令第8号 平成17年7月本部訓令第11号
平成25年9月本部訓令第17号

（目的）

第1条 この訓令は、山梨県職員旅費条例（昭和32年山梨県条例第56号。以下「条例」という。）の規定に基づき、山梨県警察職員（以下「職員」という。）の日額旅費及び旅費の調整並びに職員以外の者の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（旅行命令権者）

第1条の2 条例第4条第1項に規定する任命権者の委任を受ける旅行命令権者及び旅行者は、別表第1のとおりとする。ただし、同表中旅行命令権者の欄に掲げる職にある者が、事故のため委任を受けた旅行命令等の権限を行うことができない場合には、同表中旅行命令権者の代理者の欄に掲げる職にある者にその職務を代理させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、赴任に伴う旅費については、山梨県警察本部長を旅行命令権者とする。ただし、同一所属内の配置換え及び居住命令に係る旅行については、所属長を旅行命令権者とする。

（日額旅費の支給を受ける者の範囲）

第2条 職員が宿泊を要する連続8日以上研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため旅行するときは、日額旅費を支給する。ただし、公務上の必要その他特別の事情により日額旅費を支給することが適当でないと認めるときは、普通旅費を支給することができる。

（日額旅費の額）

第3条 前条の旅行の日額旅費は、別表第2の定額による。ただし、旅行の最終の日の日額旅費の額は、100円とする。

2 前条の旅行中に、当該研修等が行われている場所以外の地へ訓練、実習又は見学のために旅行する場合の日額旅費の額は、前項の規定にかかわらず、当該研修等が行われている場所を在勤公署とみなし、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

(1) 日帰りの旅行 前項に定める額に、条例に定める鉄道賃、船賃及び車賃（以下「運賃」とい

う。)に相当する額を加えた金額

(2) 宿泊を要する旅行 宿泊する日については条例で定める運賃、宿泊料及び旅行雑費に相当する額を合計した金額(最終の日については前号の日帰りの旅行の金額)

(日額旅費を支給する旅行の鉄道賃等)

第4条 日額旅費を支給する旅行(第3条第2項の旅行を除く。)については、用務先に到着するまで及び用務終了後帰着するまでの運賃又は宿泊施設と研修等が行われる場所との間の運賃の額を第3条第1項に規定する金額に加えて支給することができる。

(運賃の調整)

第5条 職員が被疑者の護送、要人警護その他犯罪捜査等の用務で旅行する場合において、旅行命令権者が条例第12条に規定する鉄道賃又は条例第13条に規定する船賃によることが公務上重大な支障をきたすおそれがあると認めるときは、現に利用した鉄道賃、船賃又は航空賃を支給することができる。

2 職員が公用の自動車(私用のものを含む。)、原動機付自転車(私用のものを含む。)、船舶、航空機等を利用し、又は無料で交通機関を利用して旅行する場合には、運賃又は航空賃は支給しない。

(旅行雑費の調整)

第6条 目的地が県内で、県外を通過点として旅行する場合等には、旅行雑費は支給しない。

(宿泊料の調整)

第7条 職員が、旅行し、公用の施設に宿泊する場合又は公務上の必要により翌日にわたり引き続き5時間以上その職務に従事し、宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料は、1夜につき3,930円とする。

(移転料の調整)

第8条 条例第21条ただし書又は第22条第1項ただし書の移転料は、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられた以外の場合であつても、赴任のため住所又は居所を移転することを命ぜられた場合には、条例別表の路程50キロメートル未満の場合の移転料定額を支給する。

2 職員が配置換により公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられた場合は、前項に規定する額の移転料を支給する。

3 職員が採用又は転任を命ぜられた日から3月以内に赴任のため住所又は居所を移転しない場合には、移転料を支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情によりその期間内に住所又は居所

を移転しないことについてあらかじめ旅行命令権者の承認を得た場合にはこの限りでない。

- 4 職員の赴任に伴う現実の移転の路程が、旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合には、その現実の路程に応じた条例別表の定額による移転料を支給する。

(職員以外の者の旅費)

第9条 条例第26条の規定による旅費については、次の各号に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給することができる。

- (1) 他の都道府県の警察職員が被疑者を護送して旅行した場合は、職員の旅行の例に準じて計算した額を支給する。
- (2) 捜査その他の必要により証人、参考人（犯罪の被害者等を含む。）、鑑定人、通訳その他これらに類する者を招致した場合は、職員の例に準じて計算した額を支給することができる。

(私用自動車を利用する場合の旅費)

第10条 職員が私用自動車を利用して旅行する場合の車賃の額は、条例第15条第1項に規定する路程に応じた1キロメートル当たりの定額とする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和41年12月13日から施行し、昭和41年11月1日から適用する。
- 2 山梨県警察職員旅費支給規程（昭和33年訓令第26号）は、廃止する。

附 則（平成10年3月31日本部訓令第8号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の山梨県警察職員の旅費支給に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成17年7月1日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月26日本部訓令第17号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

別表 省略